

各位

令和4年10月
横浜信用金庫

相続・破産手続きにおける管理用口座開設手数料の新設のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では相続・破産手続きにおける管理用口座開設手数料を新設します。

今後もより一層のサービス向上を心掛けてまいりますので、何卒ご理解のほどよろしく
お願い申し上げます。

記

1. 新設日 令和4年12月1日（木）

2. 対象となる口座
 - (1) 破産管財人名義の口座
 - (2) 相続財産管理人名義の口座
 - (3) 不在者財産管理人名義の口座
 - (4) 遺言執行人名義の口座
 - (5) 上記に関連する管理用口座として作成する口座

3. 手数料 1口座 3,300円（税込）

以上

このまちの未来をともにつくる

